

宮古島市みなとまちづくり基本構想 (概要版)



令和4年3月

宮古島市

序 本構想の位置づけ

序 - 1 基本構想の趣旨

平良港は古くは漲水港と呼ばれ、沖縄本島との航路は遠く 1390 年頃から利用され、1900 年代には、物産を取り扱う商人が相次いで移り住み、現在の平良の市街地周辺に公設市場、旅館が誕生する等、漲水港を前面に見て市街地は大きく拡大していった。1972（昭和 47）年の本土復帰と共に宮古圏域の拠点港として宮古島市を管理者とする重要港湾に指定され、これまでに物流や観光の圏域の拠点として、港湾施設の整備事業が進められた。

近年は、東アジアのクルーズ需要の増加の影響もあり、平良港へのクルーズ船の寄港数も増加し、2017（平成 29）年 7 月には「国際旅客船拠点形成港湾」の指定港に選定され、2018（平成 30）年には入域観光客の約 4 割が利用する人流の玄関口となっている。

また、宮古島市においては、2018（平成 30）年に「エコアイランド宮古島宣言 2.0」を公表し、「千年先の、未来へ。」を標語に、環境保全・資源循環・産業振興に係る 5 つのゴールを実現する持続可能な島づくりを目指している。さらに、平良港長期構想（2018 年 3 月）においては、平良港の主要施策の展開方向として「観光レクリエーション機能、親水空間機能の拡充」が示されている。

これらの背景をもとに、本構想においては、本市の経済活性化及び地方再生につながる観光振興の推進や環境に配慮した持続可能な島の実現に貢献する取組の推進などにより、経済的・精神的豊かさを多くの市民にもたらすことを目指す。そのために、港及びその背後市街地の一体的な整備によりアフターコロナにおいて増加が見込まれている観光客の受入体制の強化及び環境の構築を図るとともに、官民連携による港湾内及びその周辺地区の既存施設や観光資源の利活用、観光客と市民との交流機会の創出等により、観光客と市民が共同利用できる魅力あるまちづくりを目的とした「みなとまちづくり構想」を策定する。

また、本構想については、現時点での状況や価値観等による将来見通しを踏まえたものであり、変化する社会情勢等に柔軟に対応するため、地域団体や民間事業者等のまちづくりを担う様々な主体と継続的に協議・調整を図りながら取り組むものである。

序 - 2 基本構想の目標

① 長期的なまちづくりのイメージを確立する

・増大が予想されるクルーズ船客のオーバーツーリズム対策にとどまらず、市民・フライト客の利用を含めた宮古島市のみなと及び中心市街地の将来を見据えた長期的なまちづくりのイメージを確立した構想を作成する。

② 実現に向けてのロードマップ（戦略的目標）を示す

・基本構想を実現するには 20 年ほどかかると考えられるため、拠点・交通システム・ソフト施策の期別の整備目標を明確にしたロードマップを検討し、実現への道筋を示す。

③ 官民協働の役割分担と事業手法の仕分けを整理する

・公共事業は基盤の整備が主であり、上物やシステムの整備は民間資本との協働が不可欠である。そのため、PPP/PFI 事業の対象を明確化するなど、事業手法の仕分けについて整理する。

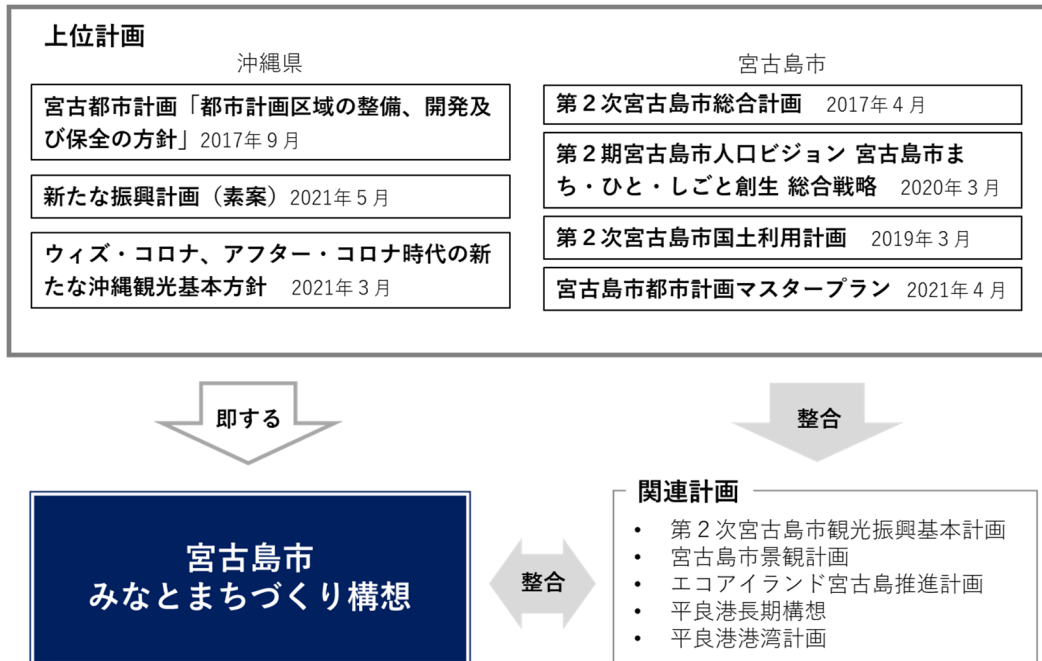
④ みなとまちづくりの 2 次交通手段の実現性の精査に向けた考え方を整理する

・みなとまちづくりの対象地は海岸線約 4 km に及ぶため、徒歩以外の 2 次交通手段が必要となるが、常態的交通手段とするには、需要を精査し、採算可能なものにする必要がある。クルーズ船客（外国人主体）のピーク時における交通手段の分担とともに、クルーズ船寄港がない時の日常交通手段の需要を確保するため、フライト客（国内客）及び市民のみなと及びまちへの足としての在り方を検討する。

序 - 3 宮古島市みなとまちづくり構想の計画的位置づけ

- ・第2次宮古島市総合計画、宮古島市都市計画マスタープラン等の上位計画に即したみなとまちづくり構想を策定する。
- ・関連計画である平良港港湾計画等については、本構想との整合を図り、将来のみなとまちづくりに反映させるものとする。

■位置づけ図



1 宮古みなとまちの現状と課題

①将来のクルーズ需要を想定した対応が必要

- ・2022(令和4)年にクルーズ専用岸壁が14万GT級から22万GT級へ拡張、2024(令和6)年に漲水ふ頭が5万GT級から11万GT級まで利用可能となるため、将来、22万GT級クルーズ船の寄港や2隻同時寄港した場合の想定が必要
- 旅客受入施設等の周辺道路の渋滞、二次交通等の受け入れ体制の強化が必要
- 観光客を分散させるため、旅客受入施設における観光案内機能と二次交通の確保が必要

②外国人観光客の満足度(平良港調査)では、滞在時間、外国語対応が不満としてあがっている

- 滞在時間については、フライ&クルーズの推進について検討が必要
- 多言語サイン等の設置や、観光施設等での多言語対応が必要
- 加えて、多様な宗教・食習慣（ハラール、ベジタリアン等）への対応が必要

③「モノ消費型」から「コト消費型」、アフターコロナで観光のトレンドに変化が起きている

- 自然を感じられる場所のニーズが高いことから、その場所で消費を促進するための、体験型アクティビティ等の多様な観光メニューの創出・強化が必要
- ショッピングへの需要も高いため、スーパーの混雑やタクシーの不足等の市民の生活に影響が生じないよう、目的地の分散や交通手段を増やす等の配慮が必要

④平良港周辺や中心市街地において宮古島リゾート観光の賑わいのあるまちづくりが必要

- 観光客と地元経済の活性化という観点から見ると、リゾート地における賑わいのある「まち観光」や「みなと（ウォーターフロント）観光」が欠かせない要素となっており、宮古島観光にとって、みなとまちづくりを通じて、みなとと中心市街地の賑わいのあるまちづくりが重要な課題となっている。

2 宮古島市みなとまちづくり基本構想

2-1 基本構想の方向性

①本市の海の玄関口として、コンシェルジュ機能を強化

- ・旅客受入施設の観光案内所の活用（着地型ツアー等に対応した魅力ある観光メニューの展開）
- ・平良港マリナーミナルビルを観光案内機能や遊戯施設を有するレクリエーション拠点として活用

②海域の活用及び環境に配慮したサステナブルツーリズムの展開

- ・ブルーツーリズム：マリンアクティビティの促進、マリナー機能の整備（漲水・トゥリバー）
- ・エコツーリズム：低炭素モビリティの導入・環境整備、徒歩・自転車移動の促進
- ・ユニバーサルツーリズム：多言語サインの設置、観光関連施設のバリアに関する情報発信
- ・オーバーツーリズムへの対応：多様な移動手段の提供、観光客の分散化（目的地の多様化）

③みなとまちの活気を中心市街地へと波及（しみだし）

- ・ウォーカブルなまちづくりにより、観光客を市街地へ誘導
- ・地域住民やフライト客の利用を促進するみなとまちの魅力強化

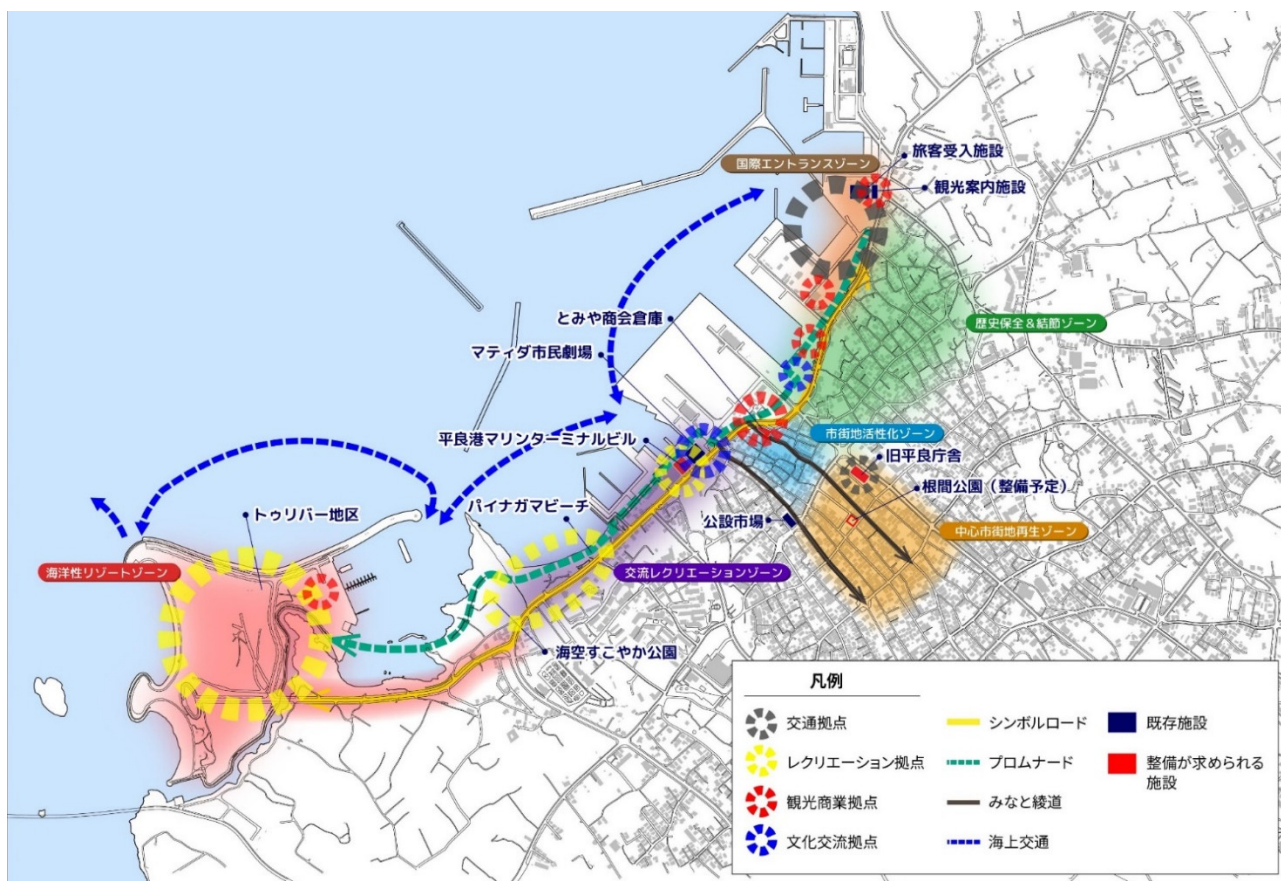
④安心・安全・ストレスフリーな移動の提供

- ・海辺景観を楽しみながら移動することのできる移動空間の整備
- ・エコツーリズム及びストレスフリーな移動を実現するモビリティ(グリーンスローモビリティ、自転車等)の導入
- ・ゾーンの特徴に合わせたストリートの整備

⑤民間活力による創意工夫ある空間づくり

- ・PPP/PFIを活用した公園・商業施設等の整備→パイナガマビーチ・マリナーミナルの活用、新ターミナルの管理・運営、商業施設の整備、トゥリバーのホテル開発との一体的整備
- ・地元企業・住民が活躍する観光プログラムの展開→観光案内人としての雇用拡大、観光客との交流促進・地域住民の生きがいへとつなげる

2-2 基本構想の全体像



2-3 ゾーン別整備方針

(1) 国際エントランスゾーン

①クルーズ船寄港回数増加に対応した旅客受入施設等の整備 ※R2年完了

- 整備済みの観光案内所を活用し、多言語による観光情報や飲食店等のバリアに関する情報を発信する等、コンシェルジュ機能の強化を図る。
- 情報発信については、デジタルサイネージ等の最新のICTを活用し、リアルタイムの運行情報や観光地の混雑状況等を発信する。



②観光客を主なターゲットとした商業施設の整備（地産地消の促進）

- 旅客受入施設の東側に位置する港湾関連用地は、商業施設整備予定地となっており、観光拠点としてふさわしい賑わいを創出する。
- 本商業施設では、土産品の販売を中心とした本市の特産品（農水産物・工芸品等）販売所を設けることに加え、観光客向けのレストラン機能を整備することで、地産地消の促進及び本市の課題となっているクルーズ船客によるスーパーの混雑緩和を図る。



③多様な移動手段を選択することのできる交通拠点の整備

- バス・タクシー待機場整備予定の港湾関連用地においては、加えて地域住民・フライト客をターゲットとした商業施設（駐車場付き）や自転車利用を促進するためのレンタサイクル（ポート型）、グリーンスローモビリティ乗り場として整備する。



- また、バス・タクシー待機場については、クルーズ船寄港時以外は一般駐車場として開放することで、港周辺の回遊性を高める。
- モビリティの導入にあたっては、バス・タクシー等の動線との交差を最小限に抑える必要がある他、採算が確保できる運営方法や行政による費用負担等について検討を行う必要がある。

④プレジャーボートの受入機能の整備

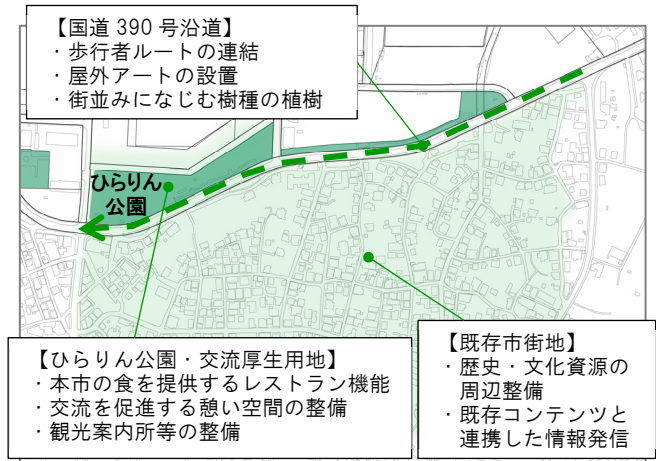
- 西仲船だまりにおいては、プレジャーボート受け入れに必要なビジター用のバース施設に加え、島内のヨットや海上交通となる水上タクシーが係留可能な施設整備により、海の拠点を形成する。
- 西仲船だまりの後背地においては、イベント交流広場としての緑地整備に加え、バース利用者用の休憩施設等を整備する。



(2) 歴史保全&結節ゾーン

① 既存市街地を宮古の歴史的空間として保全

- ・街並みの保全、歴史・文化資源の周辺整備（修景、多言語サインの設置等）を図る。
- ・本地区に点在する人頭税石等の歴史文化資源や本地区の歴史を紹介する歴史資料館を整備することで、観光・交流機能の強化を図る。
- ・宮古島市 neo 歴史文化ロード宮古島市教育委員会公認アプリ「綾道（あやんつ）」をPR する等、既存のコンテンツとの連携により情報発信の強化を図る。



② 歩いて楽しい沿道空間(国道 390 号)の形成

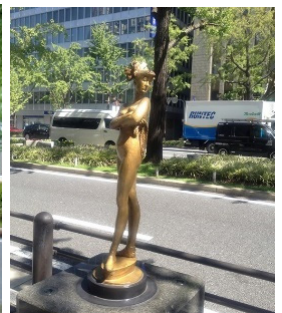
- ・既存の歩行スペース及び新規の施設整備に伴う歩行空間を有機的に連結するとともに休憩場所の整備等を図る。
- ・宮古の歴史にちなむモニュメントを設置し、沿道空間全体の屋外型アート化を図る。
- ・現在の街路樹を歴史的街並みになじむ樹木として育成する。



国道 390 号



沿道のモニュメントイメージ（大阪市御堂筋）



③ 観光客と地元住民が交流できる市街地エントランス空間（交流拠点）を整備

- ・ひらりん公園・交流厚生用地を活用し、市街地誘導の入り口となる商業施設及びイベント交流広場となる緑地空間を整備する。
- ・商業施設においては宮古そば等の特産品を使用した食事・スイーツ等、本市の「食」を提供するレストラン機能を設ける。また、フライト客の余り時間を過ごす場所として、観光案内所や手荷物預かり所等の機能を設ける。
- ・緑地においては屋外型アートの連続性を確保するアート作品の展示や海辺景観を活かした空間とすることで、クルーズ船客のみならず地元住民・フライト客が憩い・交流することができる空間として整備する。



商業施設に隣接する緑地イメージ（日向市）

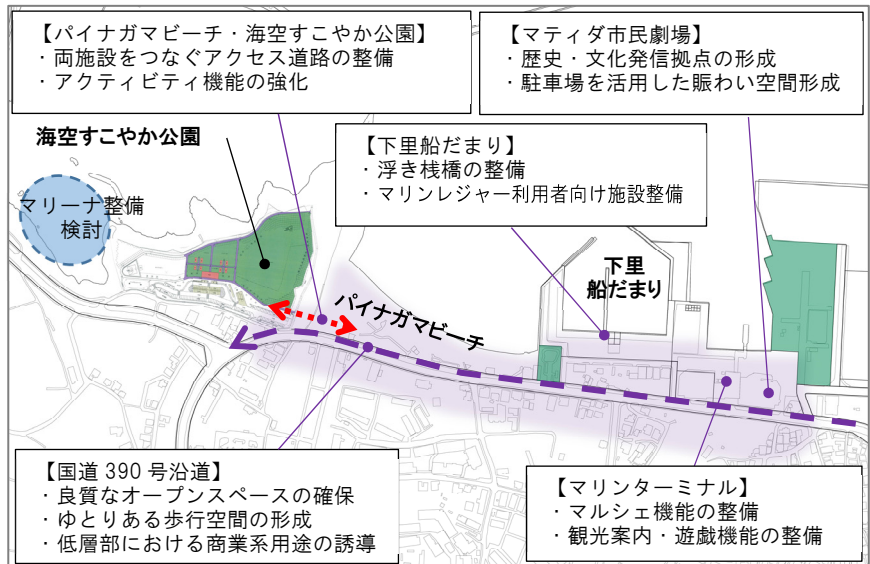


憩い空間となる緑地イメージ（東京ミッドタウン）

(3) 交流レクリエーションゾーン

① 良質なオープンスペース・ゆとりある歩行空間を確保したウォーカブルなまちづくり

- ・地権者や出店事業者との連携や「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり支援制度」等の活用により、良質なオープンスペース・ゆとりある歩行空間の形成を図る。
- ・現在の街路樹の育成に加え、本市を代表する樹種等の植樹により、本市のシンボルとなる沿道空間の形成を図る。
- ・国道 390 号沿道の低層部において商業系用途を誘導することで、歩きたくなる賑わいのある空間形成を図る。



道路占用による賑わいの創出イメージ



ウォーカブルな空間イメージ

② 「みなとオアシスひらら」の主要施設である平良港マリンターミナルビルの活用

- ・「フェリーたらまゆう」が漲水地区第 4 ふ頭へ移動すること及び地元住民も訪れやすい場所である強みを活かし、物産販売所等の市場（マルシェ）機能に加え、農水産物の加工施設の整備により 6 次産業化・地産地消の促進を図る。
- ・観光案内機能に加え、本地区の課題である雨天時においても楽しめる施設として、遊戯機能（屋内型アミューズメント施設等）を有するレクリエーション拠点としての整備を図る。



直売所（島の駅 みやこ）

③ マティダ市民劇場の活用

- ・本市の伝統芸能（クイチャー、棒術等）の実演や実演家が指導する体験講座等、観光客及び地域住民が文化芸能に触れる機会を提供する歴史・文化発信拠点としての活用を図る。
- ・施設利用者の駐車場（市有地）については、低層部に商業系用途を誘導し、2 階以上部分を駐車場として整備・活用することで、国道沿いの施設の利便性向上を図る。

④ バイナガマビーチ・海空すこやか公園の整備・活用

- ・バイナガマビーチと海空すこやか公園をつなぐアクセス道路を整備することで海岸部の連続性を確保する。また、両施設の駐車場の相互利用により、路上駐車解消を図る。
- ・バイナガマビーチ及び海空すこやか公園の一体的な管理により、地元住民や観光客が交流可能なイベント空間を確保するなど地元事業者を対象とした PFI の活用により更なる賑わいの創出を図る。



バイナガマビーチ

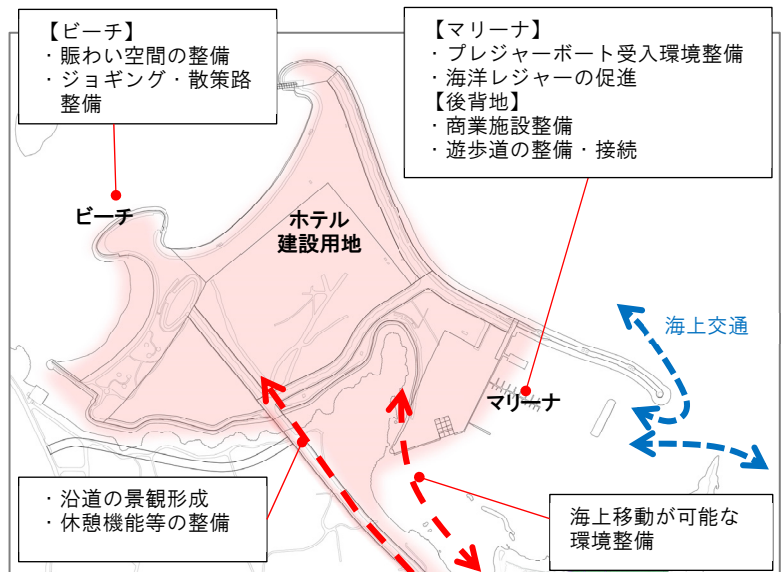
⑤ 下里船だまりの整備

- ・利便性向上に向けた浮き桟橋を整備する。併せて、放置されている船舶の撤去に向けた取組を推進する。
- ・民間活力を活用し、マリンレジャー利用者向けのシャワー等を備えた施設を整備することで、賑わい空間及び休憩機能を確保する。

(4) 海洋性リゾートゾーン

①海を最大限に活かした体験型観光の展開

- ・インバウンド需要がモノ消費からコト消費へと転換していることを踏まえ、ビーチ・マリナーを有する本ゾーンの特徴を最大限に活かしたアクティビティ（体験型観光）の展開を図る。さらに、海洋資源を活かした保養プログラム（タラソテラピー等）等のニューツーリズムの展開について検討する。
- ・水辺の景観を楽しみながらの移動として、海上を移動する非日常が体験できる海上プロムナード（歩行者・自転車専用）整備やロープウェイの導入等により、移動すること自体をアクティビティ化する。



②海上交通の拠点となるマリナー整備

- ・海洋レジャー・海上交通に利用するプレジャーボート（15m未満の小型船舶）の受入施設として整備する。
- ・マリナー整備及び運営については、PFIの活用を想定し、民間事業者が実施する海洋レジャーを促進する。



海上高架自転車道
(デンマーク コペンハーゲン)



ロープウェイ
(横浜 みなとみらい)

③ホテル開発と併せたビーチ後背地における PFI を活用した賑わい空間の整備

- ・本地区の強みであるサンセットビューを活かし、海を望めるカフェやレストラン、バー等の飲食を楽しめる空間整備を図る。
- ・また、地元住民の利用を想定し、健康増進に寄与するジョギングや散歩に利用可能な空間を整備する。



サンセットレストランイメージ



緑地を活用したイベントイメージ

④賑わいを強化するマリナー後背地（交流厚生用地）における商業施設誘致

- ・マリナーと一体となった商業空間、マリンアクティビティの拠点となる休憩所・管理用建物等を整備する。
- ・マリナー後背地の遊歩道を、海上に整備予定の遊歩道と接続することで、みなとまち宮古沿岸に連続性のある歩行空間を確保する。



プロムナードイメージ
(北谷町 アメリカンビレッジ)



マリナーと一体となった歩行空間イメージ
(オーストラリア)

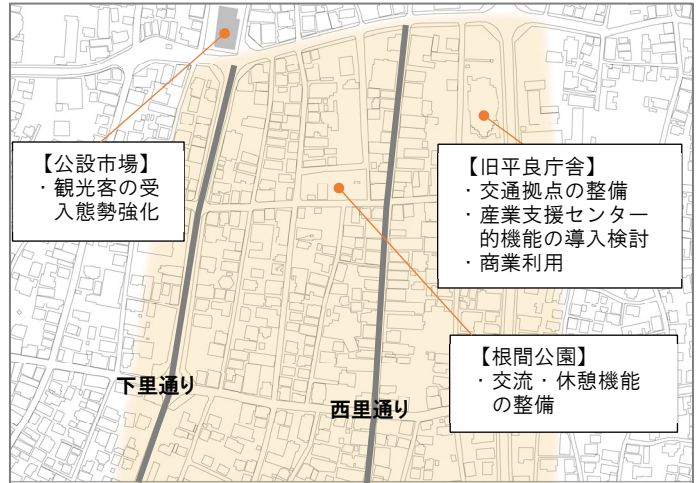
⑤リゾートを演出する沿道空間の形成

- ・リゾートを演出する樹種（ヤシの木）の育成・植樹や道路舗装等により、リゾートゾーンの入り口としてふさわしい景観形成を図る。
- ・また、国道 390 号からホテル用地に至るまでの道路においては、休憩のできる施設（飲食店、東屋等）がないことから、沿道整備と併せて機能導入や民間事業者の誘致等について検討する必要がある。

(5) 中心市街地再生ゾーン

① 市街地観光・交流の拠点となる既存施設の活用

- ・旧平良庁舎においては、経済団体、教育・文化関係機関が集う産業支援センター的機能の導入や商業利用等、多様な利活用について検討する。
- ・公設市場では、市街地における観光客の受け入れの強化として、観光案内機能や休憩機能を設ける等、施設の機能強化を図る。
- ・また、本ゾーンでは、商業施設の立地を誘導することで、商業ゾーンとしての強化を図る。



② 市街地観光の回遊性の向上

- ・バス停留所・タクシー待機所等の公共交通乗り場の整備に加え、EV充電スポット・レンタサイクル等を設けた交通結節点の整備により、中心市街地への回遊性を高める。
- ・平良港から市街地までの導線確保と回遊性強化を図り、市街地における消費拡大を促進するために散策ルートの作成について検討する。
- ・整備予定の根間公園では、地域住民との交流の場、休憩ができる場として、早期の整備を図る。

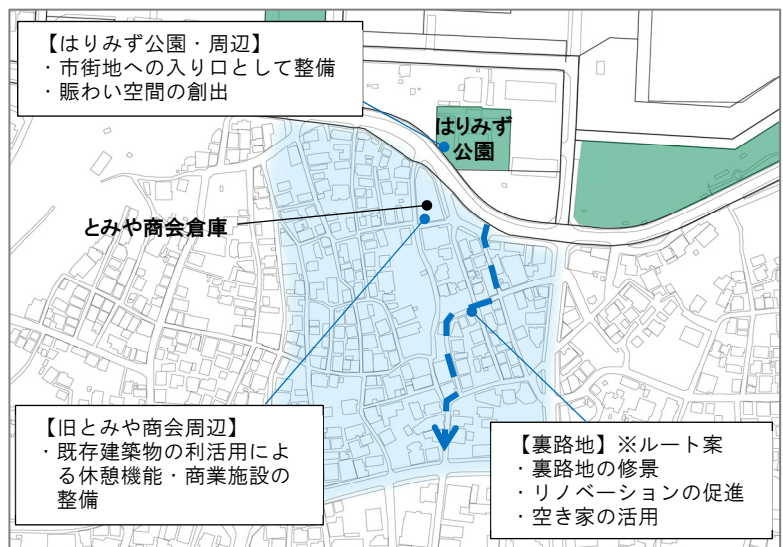


EV充電スポット

(6) 市街地活性化ゾーン

① みなとまち宮古の賑わいを強化する結節点づくり

- ・「旧とみや商会周辺」については、既存建築物のリノベーションにより休憩機能を備えた商業施設等としての利活用を図る。
- ・はりみず公園及びその周辺の用地においては、誰もが利用しやすい開放的な空間として整備するほか、キッチンカーの誘致などにより賑わいを創出し、みなとまち宮古の結節点及び市街地への入り口としてふさわしい環境整備を図る。



② 歩いて楽しい裏路地づくり

- ・裏路地については、一階部分を店舗等として改修する等、歩いて楽しい裏路地化を図り、新たな観光メニューとして情報を発信する。
- ・宮古島の旧集落の雰囲気を残した本ゾーンの景観を残しつつ、老朽又は空き家となっている建築のリノベーションを促進し、趣のある景観形成を図る。
- ・また、リゾート地と近接する立地を活かしたワーケーション等の展開については、空き地、空き家等の不動産情報を集約し、民間事業者への情報提供を促す。



キッチンカーによるにぎわい創出イメージ

2-4 みなと交通の整備方針

(1) 交通手段別整備方針

① シームレスでノンストレスな移動を実現するモビリティの導入

- ・ 旅客受入施設からトゥリバー地区までの各拠点をつ結び、シームレスかつノンストレスな移動を提供する環境に配慮したグリーンスローモビリティを導入する。また、ロープウェイ等の高架を運行するモビリティや自動運転モビリティの導入可能性について検討する。
- ・ 高い目線からの眺望を楽しみながら移動ができるオープントップバス（2021年8月に島内導入済み）を活用したシャトルバスを導入する。



オープントップバス

② 海辺の景観を楽しみながら歩けるプロムナードの整備

- ・ 旅客受入施設からトゥリバーまでの海岸沿いに、海辺景観を楽しみながらの移動が可能な連続性のあるプロムナードを整備する。
- ・ 海岸部の移動距離が約4kmとなることから、各所に休憩機能を設ける。

③ 自転車利用等を促進するレンタサイクルの導入

- ・ 各ゾーンの拠点（旅客受入施設、トゥリバー、旧平良庁舎等）にレンタサイクルを設置する。また、次世代移動手段として注目されている電動キックボードの導入について検討する。

④ 海上交通の拠点整備

- ・ 多様な移動手段の一つとして、海岸部の拠点を結ぶ海上交通の導入に向けた拠点を整備する。
- ・ なお、採算の確保に向けては、クルーズ船の寄港状況を踏まえたビジネス性の検証やフライト客の利用を促進する運営手法について検討を行う。

⑤ 多言語サイン設置

- ・ 分かりやすい多言語（英語、中国語、台湾語、韓国語）の誘導・案内サインを設置することで、円滑な移動を支援し、まちの回遊性を高める。

(2) 交通軸別整備方針

① 宮古みなとシンボルロード

- ・ 国道390号及びトゥリバー地区までの幹線道路を『宮古みなとシンボルロード』として位置づけ、ゾーン毎（3区分）に沿道街路樹や景観整備を変更することで、各ゾーンのコンセプトに合致した沿道整備を図る。また、シンボルロードにおいては、オープントップのシャトルバス運行を想定する。

② みなと海浜プロムナード

- ・ プロムナードでの移動にあたっては、休憩や食事ができるスポットを一定間隔で設ける必要があるため、プロムナード沿道においては可能な限り商業系の用途を誘導する。
- ・ グリーンスローモビリティ、サイクリングロード、歩行スペースを設け、安全性を確保するためにそれぞれの動線を分離する。

③ 宮古みなと綾道（市街地部）

- ・ 市街地部（活性化・再生ゾーン）を結ぶ散策路として、中心市街地部の新しい「みなと綾道（あやんつ）」を目指す。
- ・ メインルートにサイクリングロードの整備を検討する。



自転車レーン

④ 海上交通

- ・ 海上交通として水上タクシーを導入し、航路については、西仲船だまり⇄マティダ市民劇場⇄トゥリバー地区マリーナ⇄トゥリバービーチ、を接続するルートを想定する。
- ・ さらに、利用者ニーズ等を踏まえながら、離島や遠方へと向かうルートの拡大についても検討を行う。



水上タクシー

3 実現に向けて

3-1 構想実現へのロードマップ

■宮古島市みなとまちづくり基本構想実現へのロードマップ

	第1期 (2022~2027)	第2期 (2028~2033)	第3期 (2034~2040)
期別の目標	クルーズ船客及びフライト客のみなとへの誘導整備 ○スムーズな交通の分散と受入施設の整備	拠点とネットワークの基盤づくり ○みなとの魅力ある施設の配備と2次交通手段の検討	みなとまちづくりの完成 ○交通システムの確立とまちづくりの未来へ
クルーズ船客への対応	・2次交通シームレス ・みなと地区への交通の分散	・みなと・まちなか地区の観光強化	・グリーンスローモビリティ、海上交通等2次移動手段の強化・拡充
みなとまちの賑わいづくり	・クルーズ船客及びフライト客対応のみなと近辺の拠点の形成	・市民・フライト客もにらんだみなとまちの賑わいづくりへの展開	・みなと交通システムも確立したみなとまちづくりの完成
中心市街地活性化	・みなととの結節点整備と既存施設の拠点化	・クルーズ船客のまちなかへの導入促進と交流拠点整備	・市民・フライト客も取り込んだ中心市街地の活性化

3-2 施策の事業主体・手法の検討

(1) 事業主体・手法の基本的考え方

- ・宮古島市のみなとまちづくりは、市民・事業者にとって、将来を展望する一大事業であり、官民協働の力で実現していく必要がある。
- ・一方、宮古島市の財政力は今後の少子高齢化や人口減少を想定すると十分ではないと考えられること、観光収入が期待される商業施設等は民間の力が必要なことを考えると事業に対して民間活力の導入が不可欠である。
- ・以上から、事業主体・手法の考え方を次のように設定する。

- ①基盤整備（道路・公園・係留施設等）については、基本的に公共において整備を図る。なお、運営・管理面においては、民間との協働の在り方について検討する。
- ②公共事業のうち、収益が見込まれる可能性がある事業については、PPP/PFI 事業の導入を検討する。
- ③基盤が整った上に建設される商業施設等については、基本的に民間企業の誘致を図る。
- ④交通システムの運用については、基本的に民間事業者にゆだねるものとするが、グリーンスローモビリティのような新交通システムの導入にあたっては、官民協働の在り方について検討する。
- ⑤ハード施策を補完するソフト施策については、官民協働で検討し、ベースを公共で整え、民間で運用する方向で調整を図る。

(2) 施策リストと事業主体及び事業時期の整理

- ・事業主体・手法の考え方及び実現へのロードマップから、基本構想実現のための施策リストと事業主体及び事業時期の整理を次ページに示すものとする。

■施策一覧

区分	番号	施策		整備主体・事業手法	整備時期		
		項目	個別施策		第1期	第2期	第3期
ゾ ー ン 整 備	国際エントランスゾーン (E)						
	E-1	クルーズ船に対応した旅客受入施設・観光案内所の整備	①旅客施設整備 (完了) ②CIQ交通ターミナル (完了) ③観光案内所を活用したコンシェルジュ機能の強化	公共・公共事業 公共・公共事業 公共・公共事業	○ ○ ○		
	E-2	CIQ隣接商業施設整備	①土産品・直売品商業施設整備 ②観光専用レストラン整備	民間誘致 民間誘致	○ ○		
	E-3	多様な移動手段を提供する交通ターミナル整備	①クルーズ船客対応バス・タクシー待機場整備 ②グリーンスローモビリティ乗り場の整備 ③レンタサイクルの設置 ④交通ターミナル付設商業施設の整備 (駐車場付)	公共・公共事業 公共民間協働事業 民間誘致 民間誘致	○ ○ ○ ○		○
	E-4	プレジャーボートの受入機能整備	①ビジター用バースの整備	公共・公共事業		○	
	歴史保全&結節ゾーン (H)						
	H-1	歴史的空間としての保全	①歴史・文化資源の周辺整備 (修景等) ②公認アプリ緩道 (あやんつ) のPR	公共民間協働事業 公共民間協働事業		○ ○	
	H-2	歩いて楽しい沿道空間の形成	①歩行者ルートの連結と修景整備 (休憩所の設置) ②屋外型アートの設置 ③歴史的街並みになじむ樹種の植樹	公共・公共事業 公共民間協働事業 公共・公共事業	○ ○ ○		○
	H-3	交流を促進する市街地エントランス空間の整備	①本市の「食」を提供するレストラン機能の整備 ②交流を促進する憩い空間の整備 (緑地・広場)	民間誘致 公共民間協働事業		○ ○	
	交流レクリエーションゾーン (K)						
	K-1	ウォークアブルなまちづくり	①歩きたくなる良質なオープンスペースの確保 ②ゆとりある歩行空間の形成 (街路樹の植樹) ③低層部における商業系の用途誘導	公共民間協働事業 公共民間協働事業 民間誘致		○ ○ ○	
	K-2	マリナーターミナルビルの活用	①地産地消・6次産業化促進マルシェ機能の整備 ②観光案内・遊戯機能レクリエーション拠点の整備	公共民間協働事業 公共民間協働事業	○ ○	○	
	K-3	マティダ市民劇場の活用	①伝統芸能の体験講座等の展開 ②歴史・文化発信拠点として活用 (事務局整備) ③駐車場スペースを活用した賑わい空間の整備	公共民間協働事業 公共民間協働事業 民間誘致	○ ○ ○	○	
	K-4	バイナガマビーチ及び海空すこやか公園の整備・活用	①海空すこやか公園とのアクセス道路の整備 ②アクティビティ機能の拡充整備 ③公園西側海域の埋立による新たなマリーナ整備	公共・公共事業 公共民間協働事業 公共・公共事業	○ ○ ○		○
	K-5	下里船だまりの整備	①利便性向上に向けた浮き桟橋の整備 ②フィッシャーマンズマーケット整備	公共・公共事業 民間誘致		○ ○	
	海洋性リゾートゾーン (R)						
	R-1	核となるホテル整備と海を活かした体験型観光の展開	①核となるリゾートホテルの整備 ②アクティビティ (体験型観光) の展開	民間誘致 民間誘致	○ ○		
	R-2	海上交通の拠点となるマリーナ整備	①プレジャーボート (小型船舶) の受入施設整備 ②海洋レジャーの促進	公共民間協働事業 民間誘致	○ ○		○
	R-3	マリーナ後背地の活用整備	①マリーナと一体となった商業施設整備 ②サンセットを活かした賑わい空間の整備 ③健康増進に寄与するジョギング・散策路の整備	民間誘致 民間誘致 公共民間協働事業	○ ○ ○	○	
	R-4	ビーチ後背地のホテル開発と一体となった賑わい空間の整備	①サンセットを活かした賑わい空間の整備 ②健康増進に寄与するジョギング・散策路の整備	民間誘致 公共民間協働事業	○ ○		○
R-5	沿道空間の整備	①トゥリパー幹線道路の修景整備 ②沿道施設の誘導	公共・公共事業 民間誘致		○ ○		
中心市街地再生ゾーン (C)							
C-1	市街地観光・交流拠点の整備	①旧平良庁舎の活用整備 ②宮古島市公設市場の観光・交流機能の強化 ③商業施設の立地誘導による商業ゾーンの形成	公共・公共事業 公共民間協働事業 民間誘致	○ ○ ○			
C-2	市街地観光の回遊性向上	①公共交通乗り場の整備 ②レンタサイクルの設置 ③休憩機能としての根間公園の早期整備	公共・公共事業 民間誘致 公共・公共事業	○ ○ ○			
市街地活性化ゾーン (S)							
S-1	みなとまちの拠点づくり	①既存建築物の利活用 ②はりみず公園を市街地への入り口として整備 ③賑わいを創出するキッチンカー等の誘致	公共・公共事業 民間誘致 民間誘致	○ ○ ○		○	
S-2	歩いて楽しい裏路地づくり	①散策ルートの情報発信 ②裏路地修景 ③路地裏建物のリノベーション	民間誘致 公共民間協働事業 公共民間協働事業	○ ○ ○		○	
交 通 整 備	交通手段整備 (T)						
	T-1	徒歩交通	①CIQ～バイナガマ散策路の整備 ②みなと・市街地散策路ネットワークの整備	公共・公共事業 公共・公共事業	○ ○		○
	T-2	自転車交通	①CIQ周辺レンタサイクルスポットの整備 ②みなと・市街地レンタサイクルスポットの整備	公共民間協働事業 公共民間協働事業	○ ○		○
	T-3	バス交通	①CIQ～バイナガマ～トゥリパー連絡バス ②CIQ～トゥリパー シャトルバス ③みなと～市街地連絡バス	民間誘致 民間誘致 民間誘致		○ ○ ○	
	T-4	グリーンスローモビリティ	①導入方式の仮選定と実証実験 ②本格運行	公共民間協働事業 公共民間協働事業		○ ○	○
	T-5	海上交通	①導入方式の仮選定と実証実験 ②本格運行	公共民間協働事業 民間誘致	○ ○		○
	交通環境整備 (TK)						
	TK-1	宮古みなとシンボルロードの整備	①歩行・自転車通行配慮整備 ②修景整備 (樹種・アート等)	公共・公共事業 公共・公共事業	○ ○		○
	TK-2	みなと海浜プロムナードの整備	①拠点整備に伴うプロムナード整備 ②CIQ～バイナガマ間プロムナード連結整備 ③バイナガマ～トゥリパー海上プロムナード整備	公共・公共事業 公共・公共事業 公共・公共事業	○ ○ ○		○
	TK-3	宮古みなと緩道 (市街地部)	①歩行・自転車通行配慮整備	公共・公共事業		○	
	TK-4	海上交通環境整備	①海上交通計画の策定 ②乗船場の整備	公共民間協働事業 公共・公共事業	○ ○		
	TK-5	案内サインの設置 (多言語対応)	①CIQ及び既存主要拠点でのサイン整備 ②みなとまち・市街地拠点でのサイン整備	公共・公共事業 公共・公共事業	○ ○		○